⑺　本建設工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑻　参考額　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は２億９千万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は60億円程度（税込み）を想定している。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者(以下、「単体有資格業者」という。)、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」(令和４年12月26日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から「国道31号呉駅交通ターミナル整備工事」に係る特定ＪＶとして競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　優先交渉権者選定通知時点において、中国地方整備局における令和５・６年度「鋼橋上部工事」､「プレストレスト・コンクリート工事」及び「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

また、設計業務委託契約の締結日までに単体有資格業者又は特定ＪＶの構成員は、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。)における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」及び「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（第11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。)ただし､特定ＪＶの場合は「土木関係建設コンサルタント業務」と「建築関係建設コンサルタント業務」について、複数の構成員で認定を受けていてもよい。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり､当該状態が継続している者でないこと。

⑸　「一般土木工事」の参加資格については、優先交渉権者選定通知時点において、中国地方整備局における令和５・６年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

⑹　平成19年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、下記の１）及び２）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。又は、平成19年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が、下記の１）及び２）の要件を満たす同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の１）及び２）に該当する工事とする。なお、下記１）と２）は同一工事でなくてもよい。

１）下記の①～②の要件を満たす橋梁上部工事の施工実績を有すること。

①　道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記①～②は同一工事であることとするが、鋼橋かＰＣ橋かは問わない。

２）場所打ち杭（深礎杭は除く）または既製杭の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上)であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、各構成員が上記１）と２）の全て又はいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有するとともに、経常ＪＶとして、上記１）及び２）の全ての要件を満たす施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。)が説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ)」(以下､「ＣＯＲＩＮＳ」という。)に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつＣＯＲＩＮＳ登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

⑺　本設計業務において、次の１）～２）に掲げる基準を満たす設計技術者を当該設計業務に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）設計技術者は下記①から③のいずれかの資格を有すること。

①　技術士（総合技術監理部門：建設―鋼構造及びコンクリート、建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②　国土交通省登録技術者資格（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）に該当する資格を有する者。

③　土木学会認定技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート)、上級土木技術者（鋼・コンクリート)、１級土木技術者(鋼・コンクリート))の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

⑻　本建設工事のうち、上記２⑹の１）と２）に該当する工事において、それぞれ、次の１）～５）に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該建設工事に専任で配置できること。ただし、請負代金が4,000万円未満の工事は専任の義務を要しない。(建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合)

なお、上記２⑹の１）に該当する工事の経験を有する技術者で、現地での作業に配置する技術者は、本建設工事の工場製作に配置する技術者と同一でなくてよい。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

①　上記２⑹の１）に該当する工事の経験を有する者

ⓐ　「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日)参照)

②　上記２⑹の２）に該当する工事の経験を有する者

ⓐ　「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編第１章第１節第25条工事関係者に対する措置請求第２項技術者に対する措置　追―１」に示す資格を有する者。

ⓑ　ⓐ以外の主任技術者の場合には､「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照)